

## 会 議 要 旨

- 1 会 議 名 北九州市人権施策審議会第八回会議
- 2 議 題 「人権文化の創造を目指したまちづくりについて」
- 3 開 催 日 時 平成16年10月18日(月)  
14時00分 ~ 17時00分
- 4 開 催 場 所 総合保健福祉センター「アシスト21」  
6階 61会議室
- 5 出席した者の氏名  
(委 員) 稲積謙次郎会長  
ほか、委員10人 計11人  
(事務局) 人権企画部長  
ほか事務局関係者8人 計 9人
- 6 非公開とした理由 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項  
を審議するため
- 7 議題、議事の概要  
(1) 議事  
ア 北九州市人権施策審議会答申素案について

### 【委員からの意見等】

人権を尊重したまちづくりは、市民自身が主体性をもってまちづくりに参画することが必要であるが、義務や責任も伴うということを市民が理解し、市民自らが主体的に進めていくことが重要である。

諮問事項の中にある「人権文化」ということについて委員の共通認識を図る必要がある。

文化は、簡単に生まれるものではなく、長期間にわたって、育み、醸成しながらつくり上げていくものである。人権文化も、人々が交流し、ふれあいながら、長い時間をかけて創り上げていく必要がある。

現在の青少年問題は、子どもたちが、いかにして自分の誇りを身につけるかという過程で引き起こされているある種の混乱から生じている、という認識が重要である。

我々はいかにして、本当の自尊心と誇りを持って、いかに調和を目指して生きるかを考えることが大切だと思う。

人権問題にシフトした良い文化・良い社会とは、誰もがまっとうな筋道でまっとうな誇りを身につけられるようになっていることだと思う。

人権は「人間の尊厳」に基づく権利であるが、人間としての誇り、人間が自らを愛する自尊とは、人間の尊厳や自立という言葉の中に含まれているのではない。教育の根幹は自尊感情を育てることであるが、自らを愛することができない人間は他者をも愛することはできない。そういう意味で人権が他人のために何をしてあげるとか差別をしてはいけないという以前に、人権とは、自分自身が人間らしく生きることとはどういうことか自問自答することから出発する、自己実現の課題である。そして、そういう意識に目覚め、自覚を持つ自立した市民がまちづくりに参画したり、実践することを通して創っていくのが人権文化であると考え。

北九州市は、「人権教育のための国連10年北九州市行動計画」の中で、隣人どうしで助け合い、気軽にふれあうことで、人間的なふれあい、こころこころのふれあいを大切にする、「もやい」の精神を掲げていた。この精神は今後も人権を尊重したまちづくりを進める上で重要なものだと思う。

人権を尊重したまちづくりは、市民と行政が「共に」創りあげるということに止まることなく、力を合わせて協力して創るという「協創」という積極的な姿勢でいくべきではないか。

人権文化とは、あらゆることの尺度、評価基準を人権というものに照らして、人権の視点から物事を考える、そのことがあらゆる社会の現象の中に行き渡った社会のことだと思う。

例えば、職場における採用選考や人事制度における性別等を理由にした差別的取扱をやめて機会均等を遵守するなど、あらゆる場面で人権が侵害されていないか、自己実現を阻害する要因が起こっていないか、という視点であらゆることを見ていき、そういう阻害要因をなくす社会を創ることが人権文化ではないか。

「人権文化」を市民に理解してもらい、協力を得るためには、市民に分かりやすいよう表現の工夫が必要であろう。

人権文化を創造するためには、自立した市民自らが実施主体となって進めていくことが求められる。まちづくりは行政が行うものだという意識を持っている人が多いが、自分達の住むまちを暮らしやすくするために、市民が自ら考え、行動することが必要である。ただし、このことを市民に理解してもらうことが必要であり、市民に押しつけてはいけない。

心理学的、教育学的見地で言うと、人が生まれて成人になる過程の中では、「自立」が第一段階であり、第二段階で人に依存しないで、人から言われなくても自ら行動する「自発」に進む。第三段階で、自らがして良いことと悪いことの判断をし、自分を律するという「自律」に進む。そしてこの3つの段階がトータルでできるようになると、自分を主体として動かすことができる「自主」的な人間となる。この見地から考えると、「人権文化の創造」のキーワードは「自主」ではないか。

社会学的見地から言うと、自立した市民社会と言った場合には、トータルな概念として、自立、自発、自律、自主ということが全て自立という言葉の中に包括されると考える。

人権に関する施策を実施する上では、地域コミュニティ、市民コミュニティといったものが主体性を持って、「自立」して活動を進めることが大事である。市民の協力を得ながら行政が施策を実施していく中においては、市民の主体性を尊重し、行政からの押し付けとならないよう気をつけていただきたい。

本審議会の答申に基づいて「人権文化の創造を目指したまちづくり」のために行政が具体的な施策を推進することになるが、行政はまちづくりの主役は市民であるという認識のもと、市民が活動をしやすい条件整備、環境整備を推進することが必要である。また、施策に対する行政の自己評価と点検のシステムを確立することや市民と協働するという視点からの第三者による評価についても検討する必要がある。

自立した市民の「自立」とは、まちづくりの主役は市民であり、市民がそのことを自覚し行動するということであり、行政に対しても、職場においても、市民同士の関係においても「まちづくり」に関して、対等なパートナーシップを持つということである。

「自立」した市民というと、「自分は自立しており、責任ある行動もしている」という考えを持つ市民も多いと思う。自立とは「人権文化のまちづくり」を市民が主役となって主体的に取り組むことであることを明確にした方がよい。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の中で謳っている「人権教育・人権啓発は国及び地方公共団体の責務である」ということを踏まえ、行政はその自覚を持ち、責任を果たすことが求められる。また北九州市の職員全員がそのことを自覚し、使命感を持って取り組むことが重要である。「人権文化のまちづくり」に向けて、北九州市職員の資質の向上に努めるとともに、市民と行政の双方がまちづくりに対する責務を自覚して協働で築くことが必要である。

学校教育、社会教育、人権啓発を推進する際には、市民一人ひとりが健全な誇り、自尊の心を育てていくという視点が必要だと思う。このことが、市民一人ひとりの人間の尊厳が大切にされる社会に繋がるのではないか。

人権文化を創造するためには、市民一人ひとりに人権尊重の精神を育むことができるように、日常生活の中で継続的に、身近なことから取り組んでいき、人権意識の高揚につながるような土壌づくり、環境整備をするという考え方が必要ではないか。

これまでの審議を通して、人権を尊重したまちづくりが、キーワードになっていると思うが、人権を尊重したまちづくりを進めるためには、人々の日常的、恒常的な不断の努力が必要である。人権を尊重する具体的な実践活動として、市民が相互に人権を尊重する気運の醸成につながるような市民運動を展開することが必要だと考える。市民運動は、市民一人ひとりが実践活動を通して、自ら学び、相互に学びあう、教えあうということにつながり、まさに、人権教育・人権啓発そのものであるということが言えるのではないか。

市民運動には企業や市民等が自ら進んで実践することができる手法を考えることも必要だと思う。また、「人権文化のまちづくり」に向けた地域活動のリーダーとなるような人材の養成も必要だと思う。

市民運動の進め方は他の施策と競合することがないように目的や実践内容などを十分に検討することも必要である。

「人権文化のまちづくり」は市民の自発性や自主性が重要なので、実践の「しかけ」は、地域や市民に押し付けにならないようにすることが大切である。

行政主導のイベントや公的施設の運営にNPOの力を活用するという動きが出てきているが、専門分野を持って活動しているNPOがまちづくりに果たす役割は大きいと思う。「人権文化のまちづくり」を実現するためには、NPOと行政とが対等なパートナーシップを構築できるようなしくみを検討することも必要だと思う。

人権文化のまちづくりを進めるためには、地域の中で人権を視点とした地域活動をリーダー的に進める人材が必要であり、そのような人を養成することも望まれる。女性や子ども等様々な人権課題の解決に向けた活動が地域の中ではバラバラに取り組みられているが、それらをつなぐコーディネーターの役割を担う人が必要だと思う。そのリーダーには地域の独自性、独創性を生かした活動をしてほしいし、ある程度の裁量権を持つことも必要だと思う。

人権啓発の手法を考えると、人権啓発センターの位置付けをどう考えればよいのか。

「人権文化のまちづくり」は、行政総体として取り組む必要がある。また、個人人権課題との整合性を図るという視点も必要であることから、行政全体を見渡す組織を考える必要がある。

また、その中で人権啓発センターの位置付けやその業務を地域の人材育成、研修、啓発活動等にどのようにつなげるかを考える必要がある。人権啓発センターの立地場所についても、検討した方がよい。

北九州にも、様々な人権課題を横断的にみることができるような人権総合センターのような組織をつくった方がよいのではないかと。

市民運動の推進は行政のみではなし得ない。市民や地域等と連携し、しっかりと機能する推進組織が必要ではないかと。

現在の人権啓発センターは啓発資料・教材の作成、PRをすることが主眼であり、人権施策を推進する官民協働のセンターとはなり得ていない。

官民が手を携えて積極的に人権尊重のまちづくりを推進するためには、人権啓発センターを近くに備え、官民が手を携えて市民運動を推進する母体となるべき組織が必要ではないかと。

市内でどのような人権相談がっており、市民がどのような問題に悩んでいるのかを把握し、施策につなげていくべきではないか。

命は人間の最上位の概念にあり、命を守るためには、法律や規則はその手段に過ぎない。杓子定規な対応が命を守りきれないことも考えられるので、行政は命・人権を守るという責任感、使命感を持って一步踏み込んだ対応をする勇気も必要である。

経済的困難等の原因により十分な日常生活をおくる事ができない子どもなど、直ちに救済が必要と思われる人達への施策に結びつく相談体制の充実が必要である。

人権を守るためには、民間組織と行政とが協力して、人権に関する救急センター的なものをつくる必要があるのではないか。

福祉の北九州方式のような方式で人権も相談窓口体制を整備してはどうか。

市民の中には、恵まれた状況の中で生活している人ばかりでなく、非常に困難な状況の中で生活している人もいる。そういう困難な状況の中にある人々が希望を持って人権のまちづくりに参加できるような仕組みも考える必要があるのではないか。

北九州では生涯教育の一環に位置付けた識字教育を行っているが、これを一歩進めて、今後、中学卒業資格を得られる夜間中学として、識字教育を行っていくことも検討する必要があるのではないか。

8 問い合わせ先

保健福祉局人権企画部同和対策課企画調整係  
電話番号(093-582-2440)